

三郷町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 三郷町

事 業 名 : 流域関連公共下水道

策 定 日 : 令和 2 年 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	単独公共下水道 昭和54年度 流域関連公共下水道 平成17年度	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	58.9人/ha (令和元年度末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	7処理分区 平成17年度に単独公共下水道から流域関連公共下水道へ移行した際、上位計画である流域下水道に合わせて変更		
処 理 場 数	流域関連公共下水道のため、処理場施設はなし 平成17年度に単独公共下水道から流域関連公共下水道へ移行した際、立野終末処理場を廃止		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化については、流域下水道へ接続済み 最適化については、『奈良県汚水処理構想』(平成28年6月)と整合をはかり実施中		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	従量制で使用料金を設定している。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般排水 : 120円/m ³ ・一般排水: 汚水排水量が1ヵ月300m ³ を以下の部分 中間排水 : 152円/m ³ ・中間排水: 公衆浴場及び工場その他事業所からの汚水排水量が1ヵ月300m ³ を超え750m ³ 以下の部分 特定排水 : 180円/m ³ ・特定排水: 公衆浴場及び工場その他事業所からの汚水排水量が1ヵ月750m ³ を超える部分				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	水質による加算を行っている。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,000 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,270 円
	平成30年度	2,400 円		平成30年度	2,295 円
	令和元年度	2,400 円		令和元年度	2,484 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	事務職員6人+臨時職1人
事業運営組織	水道部下水道課

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・下水道使用料金徴収業務は、水道事業へ委託。 ・ポンプ場およびマンホールポンプの維持管理を民間業者へ委託
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙経営比較分析表による。
備考 ・平成30年度に公営企業法適用事業へ移行したため、平成29年度以前は、公営企業法非適用事業の経営比較分析表となっている。 ・平成30年度以降は、公営企業法適用事業の経営比較分析表を作成し公表する。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内の人口については、三郷町将来推計人口(社人研推計準拠)を根拠として行政区域内人口×普及率×人口減少率を採用し、推計を行った。 推計については、三郷町人口ビジョン、下水道計画、平成25年度および平成30年度の国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口との比較を行った。

(2) 有収水量の予測

過去5年間を通して有収水量は84.0%と横ばいとなっている。処理区域内人口の減少や節水機器の普及などにより、今後は、年間有収水量が減少していくと考えられる。 年間有収水量の予測値は、三郷町将来推計人口(社人研推計準拠)の人口を勘案して算出した。

(3) 使用料収入の見通し

未普及地域の整備及び水洗化率の向上により、今後10年間は、使用料収入の微増が見込まれる。

使用料改定が平成30年であり、現在においては経過年数が短いため、当面、使用料を据え置いた計画とする。

経営戦略期間の最終年以降、人口減少が見込まれるため、適正な使用料について見直しを行う予定。

(4) 施設の見通し

供用開始から44年が経過しており、ポンプ場施設や管渠の土木構造物については法定耐用年数は50年とされているため、計画的な施設の改築更新が課題となってきた。

ポンプ場施設及びマンホールポンプ施設の機械電気設備類については、耐用年数が経過した設備もあることから、適正な管理や早期の修繕により可能な限り耐用年数を延ばすことで、設備投資の増加を抑制している。

施設については、リスク評価を踏まえ、明確かつ具体的な施設管理目標および長期的な改築シナリオを設定し、点検・調査計画を作成するため、平成30年度に管きよのストックマネジメント基本計画、令和元年にポンプ場施設のストックマネジメント基本計画を策定した。

(5) 組織の見通し

現在の技術職員は、0人である。全庁的な人員配置の中で、事務職員については、退職した職員の分は新規採用職員で補充する形で現行の人数を維持することを想定しており、下水道関連人員の定員適正化を推進し、効率的な業務体制の構築に努める。

なお、一部、外部委託により更なる効率化を図っていくが、一方で職員の技術継承に支障をきたす懸念もあるため、技術継承と部分委託の最適なバランスを検討していく。

3. 経営の基本方針

【①快適な生活環境の実現】

衛生的な生活環境に不可欠な公共下水道の未普及地域への整備を進め、処理区域の拡大を図り、快適な町づくりの実現に寄与します。

【②安心して持続可能な下水道経営】

下水道事業を持続的・安定的に運営していくために、下水道経営の健全化を図り、住民サービスの充実をめざします。

普及啓発活動を行うことにより、未接続家屋の下水道への接続を促し、水洗化率の更なる向上をめざします。

事業開始当初に建設した下水道施設は老朽化が進行しています。今後、改築・更新を計画的かつ効率的に進めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	(1)未普及地域の整備 未普及地域の解消のために管路施設の整備をめざす。 (2)下水道施設の老朽化対策 策定したストックマネジメント基本計画に基づき、施設の計画的な改築・更新をめざす。
-----	---

<p>●管渠、処理場等の建設・更新に関する事項</p> <p>(1)未普及地域の整備 未普及地域の解消を優先するため、重点的に管路施設の整備を実施する予定である。</p> <p>(2)管路施設の老朽化対策 本町の下水道事業は、単独公共下水道として昭和51年に事業着手し、昭和54年度に供用開始している。その後、平成3年度には単独公共下水道を包括した流域関連公共下水道事業に変更され面整備事業の促進が図られてきた。最も古い管きよで昭和50年に布設されており、40年を超えている。管路の改築・更新は、平成30年度策定したストックマネジメント基本計画に基づき、老朽化対策を実施する予定である。</p> <p>(3)ポンプ場施設の老朽化対策 本町の汚水中継ポンプ場は、流域関連公共下水道へ移行の際、処理場を改造して汚水中継ポンプ場とした。令和元年度に策定したポンプ場施設ストックマネジメント基本計画に基づき、老朽化対策を実施する予定である。</p> <p>●投資の平準化に関する事項 計画期間内は未普及地域の整備に重点を置き、平準化した投資額で計画的に整備を進める。 また、老朽化対策については、ストックマネジメント基本計画を基に効率的に進めていく予定である。</p>

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	(1)使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 前回の使用料改定が平成30年であり、当面、使用料を据え置いた計画とする。ただし、将来的には、人口減少が顕著になることが見込まれるので、使用料について見直しを行う予定である。 (2)企業債に関する事項 新規企業債の借り入れについて抑制し、起債残高の圧縮をめざす。
-----	--

<p>●使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 当面は、未普及地域の整備及び水洗化率の向上により、今後10年間は、使用料収入の微増が見込める。 前回の使用料改定が平成30年であり、現在においては経過年数が短いため、当面、使用料を据え置いた計画とする。ただし、社会情勢等に大きな変化があった場合は、この限りではない。 将来的には、人口減少に伴い使用料収入の減少が見込まれることから、適正な使用料について見直しを行う予定である。</p> <p>●企業債に関する事項 起債の償還を優先し、新規の建設改良費等については効率的に事業を進めることにより、新規企業債の抑制を図る。</p> <p>●繰入金に関する事項 現時点では一般会計からの繰入金に頼っている状況であり、今後も引き続き、未整備地区の整備や老朽化施設等の更新等に財源が必要となることから、担当部局と協議を行い繰入金の抑制に努める。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>・職員給与費に関する事項 職員数については現状を維持する予定のため、現状と同程度とする。</p> <p>・動力費に関する事項 動力費の関係する施設の増設等は予定していないため、現状と同程度とする。</p> <p>・修繕費に関する事項 経営戦略期間は、新設の管路施設の整備を優先するため、現状と同程度の修繕費を見込む。</p> <p>・委託費に関する事項 経営戦略期間内の管路建設については、平準化した投資を見込んでいるため、同額を計上している。</p>

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現時点では具体化していない。
投資の平準化に関する事項	平成30年度に管きよ施設、令和元年にポンプ場施設のストックマネジメント基本計画を策定している。現況施設の劣化状況を踏まえた上で、投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点では具体化していない。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現時点では、使用料の改定を予定していないが、今後も収支のバランスを注視し、適宜、使用料の見直しについて検討する。
資産活用による収入増加の取組について	流域関連公共下水道であるため、管渠以外の資産がほとんどなく、実施が困難な状況である。
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点では具体化していない。
職員給与費に関する事項	収支の状況、業務量等を確認しながら、必要人員の確認を継続していく。
動力費に関する事項	設備の適切な管理を行い、無駄のない運用を継続していく。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	平成30年度に管きよ施設、令和元年にポンプ場施設のストックマネジメント基本計画を策定した。これらをもとに適切な改築・更新を実施する予定。
委託費に関する事項	平成30年度に管きよ施設、令和元年にポンプ場施設のストックマネジメント基本計画を策定した。これらをもとに管渠およびポンプ場施設の計画的な調査・点検を実施する予定。
その他の取組	該当事項なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	施策目標及び経営目標の達成状況を定期的・定量的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直し等に反映させる進捗管理を実施する。 進捗管理は、計画、実行、評価、見直し及び改善の一連の流れ(PDCAサイクル)により行い、評価結果は町民へ公開するとともに計画にフィードバックを行う。 なお、大きな事業環境の変化等に対しては、その都度、見直し検討を実施する。
---------------------	--

経営比較分析表（平成30年度決算）

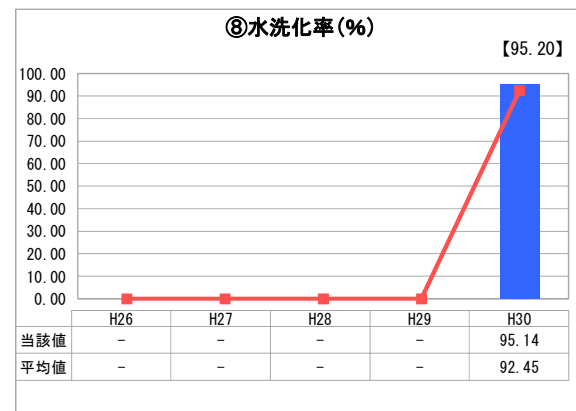
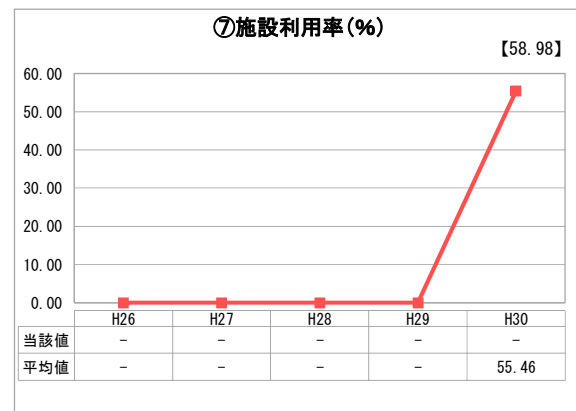
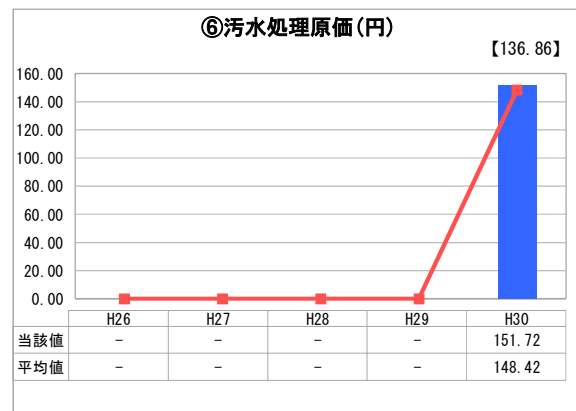
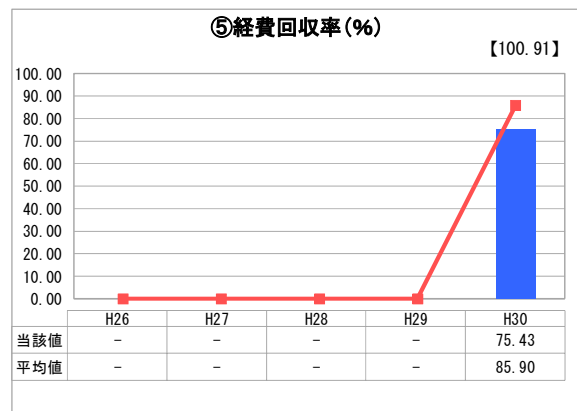
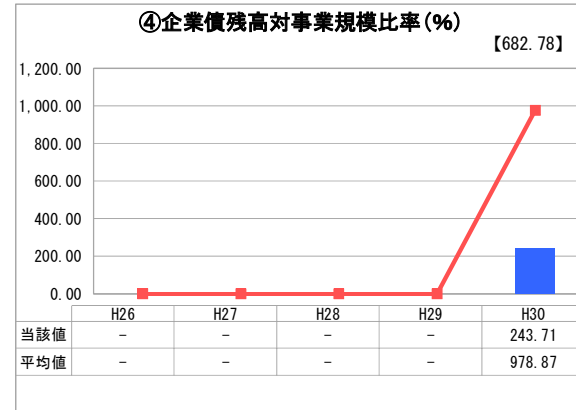
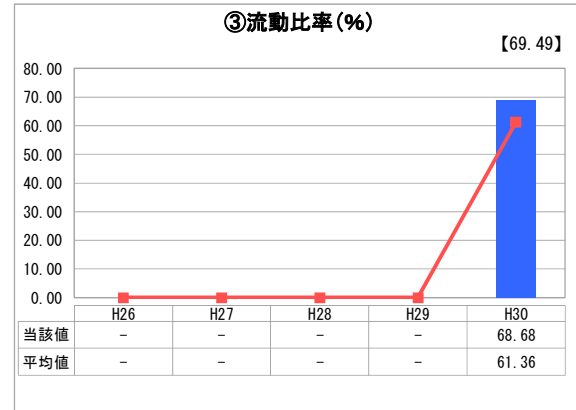
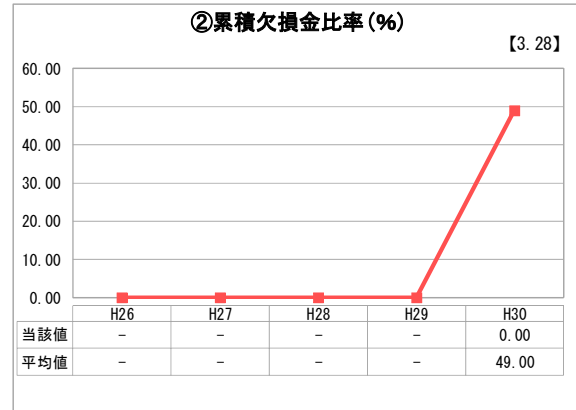
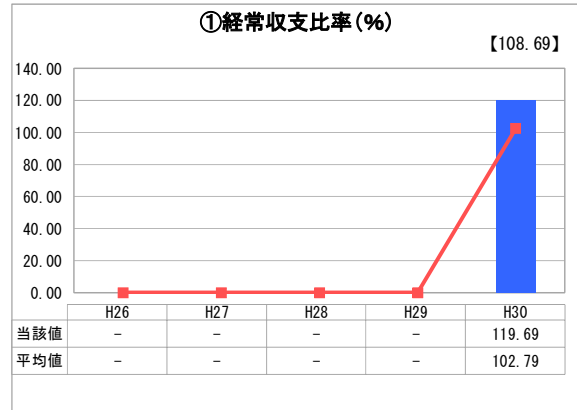
奈良県 三郷町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cb1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	58.20	83.22	84.00	2,592

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
23,090	8.79	2,626.85
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
19,140	3.10	6,174.19

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

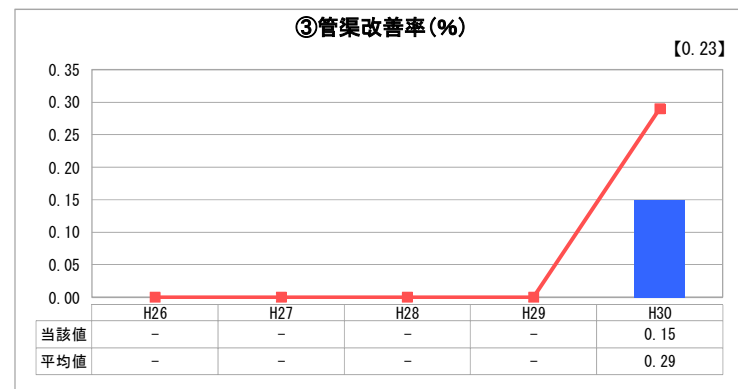
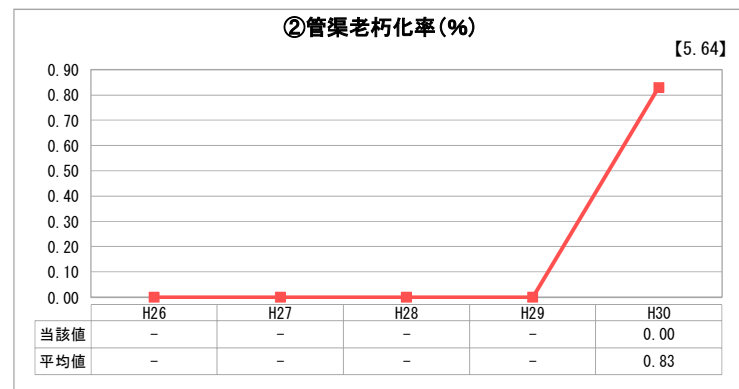
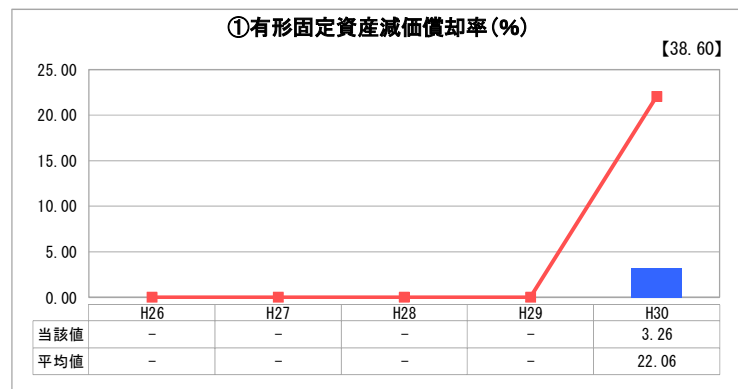
本町の下水道事業においては、平成30年度から地方公営企業法の一部適用を開始したため、数値は平成30年度からとなっています。

- ① 単年度の経常的な収支の比率を表す経常収支比率は、100%を超え、単年度黒字となっています。
- ② 累積欠損金は、発生しておりません。
- ③ 短期的な債務に対する支払い能力を表す流動比率は、類似団体平均値と同様、100%を大きく下回っており、企業債の償還にあたっては、主に一般会計からの補助金に依存している状況です。
- ④ 事業規模(収益)に対する企業債残高の比率は、類似団体平均値と比べて低い数値となっています。
- ⑤ 経費回収率は、100%および類似団体平均値を下回っており、今後、使用料単価の引き上げ等を検討し、使用料の確保に努める必要があります。
- ⑥ 汚水処理原価は、類似団体平均値を上回っており、今後、効率的に面整備を進め、事業費の圧縮を図る必要があります。
- ⑦ 奈良県流域下水道への接続により終末処理を行っているため、施設利用率は0となっています。
- ⑧ 水洗化率は、類似団体平均値を上回っており、管渠を含めた施設の効率的な利用ができていく状況です。

2. 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率は、類似団体平均値を下回っており、施設の老朽化は比較的進んでいないといえます。しかし、法定耐用年数を経過する管渠が今後増加していくことが予想され、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な管渠改築を実施する必要があります。

2. 老朽化の状況



全体総括

本町下水道事業の財政状況は、平成30年度決算において黒字決算となったものの、一般会計補助金等の使用料収入以外の収入が大きく寄与したため、実情は厳しい財政運営となっています。使用料収入においては、今後、下水道整備による増加と人口減による減少が拮抗することが予想されることから、安定した事業経営に向けて、水洗化率の向上や使用料改定等による自主財源確保、経費削減等により、汚水処理原価や経費回収率を改善し、健全経営、経営基盤の強化に努める必要があります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。